

事前評価表

事業名	国有林直轄治山事業 (防災林造成)	事業実施計画期間	平成25年度～平成32年度(8年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	せんだいわん えんがん 仙台湾沿岸 (宮城県)	事業実施主体	東北森林管理局 仙台森林管理署
事業の概要・目的	当地区は、宮城県南部の七ヶ浜町から山元町(福島県境まで)にかけての沿岸に位置する海岸防災林であり、飛砂や強風等による被害を防止するなどの機能により、沿岸地域の土地利用を可能にするなどの役割を果たしてきた。 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う津波は、仙台湾沿岸においても高さ10m程度に達していることが記録されている。津波発生により海岸防災林では、津波が海岸防災林を通り抜ける際に発生した「倒伏」「流失」「折損」及び時間が経過してからの「立ち枯れ」などの被害が発生した。 「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」の提言等により、海岸防災林は多重防御の一環として、防潮堤と併せて津波を防御する対策に位置づけられている。また、海岸防災林の内陸側に隣接する農地等では復旧事業が進められており、今後も海岸防災林による塩害、風害および飛砂防備機能等の発揮が求められていることから事業を実施し、海岸防災林の復旧を図るものである。 主な事業内容 植栽工 400ha、防風工35,910m、静砂工 428,710m 主な保全対象 農地 1,000ha 総事業費 4,142,132千円		
費用対効果分析	総便益(B) 12,345,425 千円		
	総費用(C) 3,487,948 千円		
	分析結果(B/C) 3.54		
森林管理局事業評価技術検討会の意見	海岸防災林による機能発揮が求められている地区であり、事業実施の必要性が認められる。		
評価結果	・必要性: 海岸防災林の被災状況から、放置すれば内陸部の保全対象に飛砂や強風等の被害を与えるおそれがあること、また、宮城県震災復興計画等により海岸防災林の復旧が望まれていることから、当事業の実施が必要である。 ・有効性: 事業の実施により、塩害、風害、飛砂等の防止が図られ、保健休養等の環境保全機能の回復とともに、内陸部の保全が図られることから有効性は認められる。 ・効率性: 事業実施にあたっては、現地の地形・気象状況から見て技術的に妥当な樹種・工種で計画されており、また、費用対効果分析結果も投資効率性が確保されていることから、効率性は認められる。		